

# いきいき国保 1



## 健康のパートナー 国民健康保険

私たちは日ごろ健康でも、いつ、どんなときにケガや病気をするか分かりません。国保（国民健康保険）は、そんなときに備え、加入者の皆さんが普段からお金を出し合っ

て医療費にあてる助け合いの制度です。国保は市区町村（保険者）が運営し、地域の健康生活を支えています。あなたと家族のために国保を知り、大切に育てていきましよう。



### 4月1日からは新しい国民健康保険証を使いましよう

国民健康保険に加入されている世帯には国民健康保険被保険者証を発行していますが、その有効期限は、3月31日までです。小郡市国民健康保険では、3月下旬に平成19年度の保険証（桃色）を加入世帯あてに郵送しています。保険証をご確認のうえ、4月1日以降に医療機関で受診される際は、新しい保険証をご使用ください。ただし、平成12年度以降の国保



税を1年以上滞納された場合は、資格証明書（白色）を郵送していただきます。保険証が郵送されない場合は国保年金課までお問い合わせください。

### 保険証は原則として1世帯に1枚です。ただし、例外があります

保険証は、1世帯に1枚しか発行しません（退職者医療制度の保険証と一般の保険証とは別に発行します）。2枚の保険証が交付される場合があります。ただし、世帯員の中に学生がいて、別に保険証が必要な場合は、「学」の保険証を発行します。また、世帯員の中に特別な理由がある人（遠方の施設に入所など）がいて、別に保険証が必要な場合

は、「遠」の保険証を発行します。それぞれ、必要な書類（左記）を所持参のうえ、国保年金課の窓口で手続きをしてください。

▼「学」の保険証の場合

国民健康保険証、在学証明書（または学生証）、印鑑

▼「遠」の保険証の場合

国民健康保険証、在園証明書、印鑑

### 国民健康保険税は医療保険分と介護保険分が異なります

国民健康保険に加入されている40歳から64歳までの人の介護保険料は、医療保険分と介護保険分を併せてひとつの国民健康保険税として世帯主に課税されます。

40～64歳の人（介護保険の第2号被保険者）  
医療分と介護分の合計額を国保の保険税として納付。



65歳以上の人（介護保険の第1号被保険者）  
国保の保険税は医療分のみ。介護保険料は別に納付。



介護保険は国民健康保険とともに、皆さんの介護費や医療費をまかなう大切な制度です。その主な財源は、皆さんが納める国民健康保険税です。そのため、保険税の未納などがあると財政は非常に厳しくなり、皆さんにも大きな負担をかけることになってしまいます。そうならないためにも、保険税の重要さをご理解いただき、保険制度が健全に運営されるようご協力をお願いいたします。

### 平成19年度のはり・きゅう・マッサージ施術券を発行しています

はり・きゅう・マッサージの割引券が必要な世帯は、保険証と印鑑をご持参のうえ、国保年金課の窓口で申請してください。市内の指定はりきゅう院で1回につき1,400円の割引が受けられます。（1か月に5回まで（1年間に60回まで））

